

## 令和5年度 子ども会体験活動助成事業・設立助成事業

### 《対象となる事例、対象外となる事例》

#### 《対象となる事例》

- ① 公共交通機関を使用して施設へ行き、歩くスキーやチューブ滑りをした。  
【理由】 施設遊具を使い、家や地域ではできない遊び体験をしているため対象事業。  
施設までの交通費、施設使用料、用具のレンタル代などが対象経費となります。
- ② 子どもと大人(育成者)で食材を買い、お菓子作りを体験。みんなで食べた。  
【理由】 買い物体験、お菓子作り体験および食育体験をしているため対象事業。  
また、この場合、子どもの体験活動にかかる食材費のため対象経費となります。
- ③ 公園でラジオ体操をし、最終日に文具やおやつ(1人100円程度)を配った。  
【理由】 ラジオ体操も対象事業です。  
文具やおやつは、事業に伴う少額の景品のため対象経費となります。
- ④ ハロウィン体験をするためのお菓子を購入し、当日子どもたちにお菓子を配った。  
【理由】 季節行事のため対象事業です。  
なお、この時のお菓子は地域を練り歩き、お菓子をもらうために使用するので  
景品ではなく体験の必要経費です。そのため景品(1人200円程度)にあてはまりません。  
七夕でロウソクの代わりにお菓子をもらうのも同様です。  
※景品は、事業内容と無関係に参加者に配布するものをいいます。

#### 《対象外となる事例》

- ① 子ども会活動で、防災マップづくりを開催。その後、仕出し弁当を食べた。  
【理由】 防災マップづくりのみなら対象事業ですが、仕出し弁当代は対象外です。  
※体験活動と関係のない飲食であるため。
- ② 子ども会の親睦を図るため、カラオケ屋でカラオケ大会をした。  
【理由】 娯楽・レジャー施設利用を含む事業は対象外。(公益的な体験事業に限定する)  
カラオケ自体も子どもの体験事業にあてはまらないため対象外となります。
- ③ 歴史に関する施設見学をした後、飲食店でランチバイキングを食べた。  
【理由】 施設見学までの事業なら対象となります。しかし、飲食店利用を伴う事業は対象外です。  
※公益法人として適切な事業かどうか、市民や行政機関から誤解を招く恐れがあるため。

## 《Q&A》

Q1 子ども会として安全共済会に加入しないと、この助成は受けられないか。

A1 加入しないと受けられません。

この事業は札幌市子ども会育成連合会に所属する子ども会に対して行う事業のためです。安全共済会に加入することで、札幌市子ども会育成連合会に所属することになります。  
※参加者の中に安全共済会未加入者がいるのは構いません。ただし、何か別の保険に加入するなどの安全対策は必ず行ってください。

不特定多数が行事の時のみ加入できる保険もご紹介できます。

詳しくは、各区事務局へお問い合わせください。

Q2 この助成金で、他の子ども会や地区子連、町内会と一緒に活動したいが対象となるか。

A2 対象となります。

いずれの場合も単位子ども会名でお申込みください。(助成対象が単位子ども会のため)

Q3 複数の単位子ども会で体験活動助成事業に申込した場合、申込書の書き方や助成金額はどうなるか。

A3 申込書の「子ども会名」欄に参加される子ども会名を記載し

「参加子ども会一覧」を添付してください。

「子ども会名」記入例: □□子ども会(○○子ども会と合同)

□□子ども会 ほか、2 単位子ども会(○○地区子連)

助成金額は1 事業上限 20,000 円です。

Q4 町内会や地区子連からもお金の支援があるが、一緒に使ってよいか。

A4 併用可能です。報告書提出の際、全支出分の領収書を添付してください。

また、本助成金を何に充てたか(どの部分に使ったか)を収支決算報告書に明記してください。

Q5 1つのものを子ども会と町内会(または別の子ども会や地区子連と)と一緒に買った。

この場合、領収書の宛名はどのようにしたら良いか。

A5 領収書の宛名の書き方は、下記をご確認ください。

領収書の余白に「内、○○○○円分子ども会負担」と記載してください。

<p>○○町内会 様 (○○子ども会)</p> <p>金額 ¥5,000 円也 (10%消費税)</p> <p>但書 えんぴつ代として</p> <p>内、2500 円分○○子ども会負担 (株)○○商会</p>
--

Q6 食べ物やお菓子は対象か

A6 単なる食事としての飲食利用は対象外です。

ただし、料理体験、おかしづくり体験などで食材を必要とする場合は、対象です。

同様に、キャンプ場で野外炊事体験をする場合も対象です。

前述の七夕やハロウィンで使うお菓子は、季節の行事を体験する上で必要なため対象です。

もちつき、豆まきのもち米や豆も、体験するために使うため対象です。

防災体験として配布される防災食も対象です。

ただし、体験とは無関係な食事の場合は対象外です。

例えばクリスマス会で参加者に配られるフライドチキンは、クリスマスに七面鳥を食べる習慣を体験しているようにも見えますが、昼食時に出来合いのもの食べているだけで、体験に必要な経費とは言えません。

Q7 助成金が余ってしまった場合、どうしたらよいか。

A6 基本的には、使い切っていたきたいですが、返金も可能です。

返金する場合は、報告書の金額と返金金額が合っているかを確認し払戻してください。

払戻の方法は2通り。

- ・各区支部事務局に報告時、現金で渡す。
- ・本部に連絡し、本部口座へ振り込み。(振込手数料は単位子ども会負担です)

※返金がある場合、支出に返金分を記入します。詳しくは、収支決算書の記入例を確認ください。

Q8 自動販売機等で購入(領収書なし)は、助成対象になるか。

また、荷物運搬で使用したガソリン代や、地下鉄代など領収書がなかったものは、町内会に認めてもらい領収書を作成してもらった。これは、経費対象となるか。

A7 領収書がないものは、支払いの事実を確認できないため対象外です。

ガソリンは、使った分のガソリン代領収書を添付してください。

公共交通機関なら窓口で領収書をもらうことができます。

また、地下鉄やJRは券売機でも領収書を発券できます。

※札幌市子ども会育成連合会は、公益法人のため第三者が見ても明らかな使い方でないとなりません。内々で作成した領収書で代用するのは疑問を持たれる可能性があります。ご了承ください。

Q9 写真はどのようなものを添付したらよいか。

A8 事業の様子がわかるものを添付してください。  
何をしているか、どんな様子かがわかるものでお願いします。

Q10 報告書に写真を添付しないといけないか。(個人情報保護法の関係で、何か問題がないか不安)

A9 実際にその事業が実施されたことの確認のために、写真が必要です。

参加者には、あらかじめ写真撮影をすること、札子連Webサイト及び広報誌で写真を掲載する場合があることを伝え、承諾を得てください。

また、チラシやポスターに「当日撮影した写真は、札幌市子ども会のWebサイトや広報誌等で使用する場合があります」と一言入れておくことも有効です。

札子連の報告書では、事業の規模や様子がわかるものがが必要です。参加者の中で顔を写すことに抵抗のある方がいれば、その人は写さない。多くの参加者に抵抗がある場合は全体を写す、後ろから写す等のご対応をお願いします。

Q11 クレジットカード、電子マネーでの買い物は良いか？また、個人のポイントカードを使って買い物しても良いか。

A10 本助成金については、クレジットカード、電子マネーのご使用は不可です。  
また、個人のポイントカード使用も不可です。

**本助成金については現金払いのみでお願いします。**

## お願い

ポイント付与、現金払い以外など、ほとんどがレシート情報で判明します。

また、レシートの一部を切り取った場合もわかります。

札子連会計は、公益法人のルールに則って運営し、道や市の監査も受けています。

充分確認し、支払い時ご注意ください。

## 費目に困ったら(参考) ※下記以外の費目も可

費目	使用用途(報告時に添付するもの)
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン代(買い出し、荷物運びなど。ガソリンスタンドの領収書をもらう。金額がオーバーする場合は領収書を添付し、「内〇〇円分」と記載。</li> <li>・公共交通手段の領収書、または履歴 (券売機で領収書も履歴も出ます)</li> <li>・予約した大型バス代 (領収書または、振込書控えを添付)</li> </ul> <p><b>※子ども会で自作した領収書は、添付しない</b></p> <p>★近隣での活動を想定しているため、スタッフの会議や準備で使う交通費は、徒歩か自転車などを想定しています。車等を使った場合は、それに見合う分のガソリンを入れてガソリンスタンドの領収書を添付してください。数回使用した場合は、事業後にまとめて入れて「〇回分」等と記載して添付。</p>
施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館料、会館の貸室料など(領収書 ※貸室分とわかるもの)</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙、インク、はさみ、のり、ペン、写真用紙、コンビニでの写真印刷代 など</li> <li>・工作の材料代 など</li> <li>・ハロウィンやサンタクロースの衣装など</li> <li>・クリスマス会でサンタから渡すプレゼント(物品)など</li> <li>・データ保管や移動のための USB 代など ※コンビニで写真印刷する時など</li> </ul> <p>(購入時の領収書とレシートを添付)</p>
衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分補給用の水やお茶 ※事業で1人1本配布するなど</li> <li>・救急道具や、消毒液、予備用マスク、ウェットティッシュ など</li> </ul> <p>(購入時の領収書とレシートを添付)</p>
食材費 ※子どもの 体験で使う ものに限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーキ作り体験の食材代</li> <li>・料理実習に使う食材代</li> <li>・ハロウィン、七夕など地域巡回しながらもらうお菓子代</li> <li>・もちつき、豆まき等で使用する食材代</li> </ul> <p>(購入時の領収書とレシートを添付)</p>
景品代 ※1人数百円 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おみやげ、記念品、賞品、ゲーム景品など</li> <li>※施設のグッズ、賞品としての菓子や飲み物、参加賞の物品 など</li> </ul> <p>(購入時の領収書とレシートを添付)</p>
食事代 (対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕出し弁当、飲食施設での食事</li> <li>・クリスマス会用に購入した唐揚げ等(食事とみなす)</li> <li>・スタッフ会議中の飲食物</li> </ul>



もう一度、確認ください！

- 本助成金は、現金払いのみ対象(電子マネー、クレジット、ポイント払い不可)
- 個人のポイントカードに付与しない
- 領収書と明細(レシートなど)をもらう。なければ、但し書きに購入物を記載
- 領収書の宛名は子ども会名(町内会など別名もらう場合は、子ども会名も記載)
- 領収書は子ども会で自作しない、景品は1人200円程度